

令和7年度

沖縄県立博物館・美術館
指定管理者制度運用委員会

令和7年8月20日(水) 14:00～16:30

沖縄県立博物館・美術館 美術館講座室

文化観光スポーツ部文化振興課

令和7年度沖縄県立博物館・美術館指定管理者制度運用委員会

文化観光スポーツ部文化振興課

日 時 : 令和7年8月20日(水) 14:00~16:30

場 所 : 沖縄県立博物館・美術館 美術館講座室

式次第

内容	担当
1 開会	司会
2 開会挨拶	文化振興課長
3 報告 前年度の運用委員会委員からの意見に対する対応状況の報告(資料1)	事務局、運用委員会
4 議事 (1) 議題1 モニタリング実施結果の検証について(資料2) (2) 議題2 指定管理者募集要項(案)、選定基準(案)等に係る意見聴取(資料3)	事務局、運用委員会
5 閉会	司会

<配布資料>

資料1 令和6年度指定管理者制度運用委員会モニタリング検証結果及びその対応状況

資料2 沖縄県立博物館・美術館指定管理者モニタリングシート

資料2-2 料金徴収フロー図(モニタリングシート P4関係)

資料2-3 労働条件等自主点検表

資料3 沖縄県立博物館・美術館の指定管理者募集要項(案)

資料4 沖縄県立博物館・美術館の指定管理業務仕様書(案)

資料5 沖縄県立博物館・美術館の指定管理施設等の管理業務に係る個別明細書(案)

参考資料1 沖縄県立博物館・美術館指定管理者制度運用委員会に係る関係規定

参考資料2 沖縄県立博物館・美術館指定管理者制度運用委員会運営要領

参考資料3 モニタリングの実施について

参考資料4 指定管理者制度に関する運用方針

参考資料5 指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル

沖縄県立博物館・美術館指定管理者制度運用委員会

委員名簿

【任期：令和5年4月1日から令和8年3月31日まで】

(区分5の委員変更により、渡口里夏氏は令和7年7月7日から令和8年3月31日まで)

	区分	委員名等
1	学識経験者（博物館）	ちぎら よしのり 千木良 芳 範 ・元 県立博物館・美術館 副館長 ・元 宜野湾市立博物館 館長
2	学識経験者（美術館）	こばやし じゅんこ 小林 純子 ・公立大学法人沖縄県立芸術大学 芸術文化学研究科長
3	財務に精通する者	おおしろ ていり 大城 定理 ・元 社団法人中小企業診断協会沖縄県支部顧問 ・テイリ中小企業診断士事務所所長
4	施設の機能又は管理業務の性質に応じた専門的知識を有する者	きんじょう すぐる 金城 傑 ・前 公益社団法人沖縄県建築士会会長 ・有限会社Kでざいん 代表取締役社長
5	施設の利用団体（者）を代表する者（役職指定）	とぐち りか 渡口 里夏 ・一般社団法人沖縄県 PTA 連合会 副会長

別紙 7

令和 6 年度 沖縄県立博物館・美術館指定管理者制度運用委員会における
モニタリングの検証結果について（令和 5 年度実績分）

1. 施設名：沖縄県立博物館・美術館
2. 開催日時：令和 6 年 8 月 9 日(金)10：00～12：00
3. 開催場所：沖縄県立博物館・美術館 美術館講座室
4. 出席者：委員 5 人中 5 人出席
(委員長) 千木良 芳範
(委員) 小林 純子
(委員) 大城 定理
(委員) 金城 傑
(委員) 吉村 聡子
(事務局) 沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課
(指定管理者) 一般財団法人 沖縄美ら島財団
5. 検証事項：〔沖縄県立博物館・美術館〕令和 5 年度実績に係るモニタリングの実施結果
6. 検証内容：
 - (1) モニタリングは適正に行われているか
 - (2) 指定管理者に対する県の指導・助言は適切に行われているか
 - (3) 利用者アンケートや苦情に対する指定管理者や県の対応は適切に行われているか
7. 検証方法：
 - (1) 事務局によるモニタリングの実施結果の報告
 - (2) 委員からの質疑・意見
8. 検証結果：

施設の管理運営は概ね適切になされている。
9. 主な質疑・意見：
 - (1) 当初から赤字の計画を立てるのではなく、運営の健全化を図るための採算性、実行性のある計画をたてるなど収支を均衡とする事業計画を策定し、また計画と実績の差異について分析し、今後に生かしてほしい。次回から貸借対照表も提出していただきたい。
 - (2) 同じ館のイベントで、県主催は無料、指定管理者主催は有料という差を縮めるよう、館全体の統一感が持てるようにしていただきたい。
 - (3) アンケートで要望のあった建築に関する展覧会なども提案できればと思います。
 - (4) アンケート結果にある「案内板やサイン」など少数意見であるものの、不満がある意見に対し、改善に向けていかないといけないと思います。

- (5) 新しい時代の博物館・美術館のあり方は、博物館・美術館の活動の役割、やり方について、県民にリサーチしながら、今までのやり方を一から見直すぐらいの気持ちでやって頂きたい。

10. 会議の公開状況：公開

指定管理者制度導入施設 モニタリングシート

施設名称	沖縄県立博物館・美術館	対象年度	令和6年度
------	-------------	------	-------

【 目 次 】

I.	履行確認・評価	
1.	維持管理業務	1
	(1) 清掃	
	(2) 保守・点検	
	(3) 保安・警備	
	(4) 小規模修繕	
	(5) 備品購入	
	(6) 防犯・防災対策	
	(7) 料金徴収業務	
2.	運營業務	5
	(1) 利用実績	
	1) 利用者数等（又は入居率等）	
	2) 施設稼働率	
	3) 教室・イベント等参加者数	
	(2) 運営企画	
	(3) 受付・接客	
	(4) 広報	
	(5) 情報管理	
3.	自主事業	8
II.	サービスの質の確認・評価	9
III.	財務状況の確認・評価	11
1.	事業収支	
	(1) 収入	
	(2) 支出	
2.	経営分析指標	
IV.	総合評価	13
	1. 目標	
	2. 評価結果	
附表	経営状況分析シート	14

指定管理者制度導入施設 モニタリングシート

施設名称		対象年度	令和6年度
指定管理者	一般財団法人 沖縄美ら島財団 指定期間：令和3年4月～令和8年3月	所管課	文化観光スポーツ部 文化振興課

I. 履行確認・評価

1. 維持管理業務

(1) 清掃

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	現状分析・課題
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
1 清掃業務 (日常清掃) 清掃と衛生管理の徹底を図り誰もが快適に利用できる施設環境を整える。 ①床面清掃 ②展示室等 ③ガラス清掃 ④トイレ清掃 ⑤給湯室内及び冷水器 ⑥エレベーターの清掃		○	1 清掃業務(日常清掃) ・施設的环境を維持し、快適な環境を保つため、日常清掃を計画的に実施した。 ・開館中は、各トイレの巡回点検清掃を計画的に行い、各展示室のガラス部分の手アカ等の拭取り、館内に持ち込まれた土砂の清掃、汚れの除去等巡回清掃の強化し、いつでも快適に施設を利用できるよう心がけた。 ・新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行後も引き続き感染対策として、手すりやPCのタッチパネルなど、人が触れる箇所は清掃を行った。	作業計画書、清掃点検表及び清掃業務日報の確認を行った。	仕様書のとおり毎日(場所により週2回)の日常清掃が適切に実施されていた。	良好に実施されている。今後も適切な業務実施に取り組む必要がある。
2 清掃業務 (定期清掃) 定期的な清掃を実施する。 ①床ワックス塗布等 ②駐車場の枯れ葉・ゴミ拾い等 ③IPM(総合的有害生物管理)清掃		○	2 清掃業務(定期清掃) ・各室のワックスの塗布、カーペット等のクリーニング、扉や手すりの清掃等を定期的に実施した。 ・定期的に駐車場及び外周の枯れ葉・ゴミ拾いを行い、景観維持に努めた。 ・IPM関連に基づき、月1回各展示室、収蔵庫等及びふれあい体験室の立体面の除塵作業を博物館・美術館学芸員の立ち会いのもと行った。	作業計画書、清掃点検表及び清掃業務日報の確認を行った。	仕様書のとおり年1～6回の定期清掃が適切に実施されていた。	良好に実施されている。今後も適切な業務実施に取り組む必要がある。
3 環境衛生管理業務 ①空気環境測定 ②貯水槽掃除及び消毒 ③飲料水水質検査 ④雑用水水質検査 ⑤遊離残留塩素の測定 ⑥ねずみ、昆虫等の防除 ⑦汚水槽の清掃		○	3 環境衛生管理 ・施設及び設備を適正に運用・維持保全するため、衛生管理業務を関係法令に基づき実施した。 ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管理法)に則り、設備維持管理計画表のとおり適切に実施した。	指定管理者にヒアリングを実施するとともに、点検結果報告の確認を行った。	仕様書のとおり年1～6回の環境衛生管理業務が適切に実施されていた。	良好に実施されている。今後も適切な業務実施に取り組む必要がある。

(2) 保守・点検

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	現状分析・課題
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
きめ細やかな点検と問題の早期発見による適切な対策を実施し、誰もが安全・安心に利用できる管理水準を維持しつつ、県と連携しながら施設の長寿命化に努める。 1.施設管理 ①自動制御設備点検 ②熱源機器点検 ③冷却塔点検 ④空調和設備点検 ⑤空調機フィルター点検 ⑥換気送風設備保守点検 ⑦水処理装置点検 ⑧消防設備点検 ⑨自家用電気工作物点検 ⑩駐車場装置点検 ⑪トップライト点検 2.講堂等設備 ①音響・映像設備 ②舞台機構設備 3.植栽管理 4.自動扉開閉装置点検 5.情報システム管理 6.燻蒸消毒業務 7.美術館デイトルーバー 8.昇降機設備 9.電熱式ユニット型蒸気加湿器		○	施設及び設備を適正に運用・維持保全するために、運転監視、保守点検などの業務を関係法令に基づき実施した。 ・年間計画に基づき、定期保守点検を行い機器等のトラブルの無いように努めた。 ・昨年に引き続き、メーカーより設置から18年経過している状況なので、更新の依頼があり県に適宜報告した。 ・植栽管理については、季節ごとの管理作業の最適化を図り、植栽の健全な維持と景観の質の向上に努めた。 ・指定管理者の本社に消防業務経験者が在籍する防災危機管理室が設置され、当館施設内の状況を確認し、設備点検の強化が図られている。	・事業計画に基づき業務が適正に実施されている。 ・中央監視設備日報、業務実施工程表及び設備点検報告書(各設備ごと)等の確認を行った。	仕様書や定期点検周期、関連法令に基づき、適切に実施されていた。	点検は良好に実施されている。 施設の老朽化に伴い不具合等も増えており、必要な設備更新、修繕等について、今後も県と指定管理者で連携を密にし、適切な業務実施に取り組む必要がある。

(3) 保安・警備

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	現状分析・課題
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
お客様の安全を最優先に考えて警備業務を行います。 防災センターは24時間体制を整えるとともに、夏休みなど繁忙期には整理・誘導等を行う臨時警備員を必要に応じて増員配置する。 1 警備業務 ①出入り管理業務 ②防災監視業務 ③開館・閉館業務 ④全館巡回業務 ⑤非常時の応急処置 2 駐車場管理業務		○	施設及び設備を適正に運用・維持保全するために、保安警備の業務を実施した。 (開館日) 8時00分～19時00分の間、常時3名+駐車場1名体制による警備を実施。※金・土曜日の駐車場については20時30分まで実施。 (閉館日) 8時30分～19時00分の間、常時2名体制による警備を実施。 (夜間) 18時30分～翌日8時30分までの間、2名体制による警備を実施。 ・定期巡回を昼3回、夜4回実施。 ・鍵借用簿にて鍵の貸出管理を徹底した。 ・通用口での入退館者のチェックの強化を図った。	・事業計画に基づき業務が適正に実施されている。 ・指定管理者にヒアリングを実施するとともに、勤務月間予定表、鍵借用簿、警備日報、警報発令履歴の確認を行った。	・事業計画のとおり実施されている。 ・仕様書のとおり昼間3～4名(駐車場管理含む)、夜間2名が配置されていた。また、警備日報も詳細に記録されており、適切に実施されていた。	良好に実施されている。 今後も適切な業務実施に取り組む必要がある。

(4) 小規模修繕

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	現状分析・課題
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
施設の修繕補修は、1件につき20万円(消費税及び地方消費税含む)未満のものについては指定管理者の責任の範囲において実施する。		○	<ul style="list-style-type: none"> ・煙感知器取替業務(5個) ・B1機械室の空調機(HAC-11)修繕業務 ・3階美術館側トイレ(3-4)排気ファン電動機修繕業務 ・RH-1吸収冷温水機高温再生器液面低下による点検調査業務 ・劣化フィルム保管庫における除湿器の部品交換およびガス漏れ溶接修繕業務 ・講堂舞台幕開閉装置被覆ワイヤー取替業務 ・HAC-9シロッコ側電動機ベアリング取替業務 ・熱源機器タッチパネル交換作業 ・HAC-11給気側ベアリング取替業務 ・PC-2冷水ポンプ電動機ベアリング取替業務 ○ ・煙感知器取替業務(3個) ・博物館常設展示室内女子トイレ雨漏り修繕業務 ・コインロッカー部品取替業務 ・1Fバックヤード(KOAC-2)外調機ベアリング交換業務(計14件) 	施設の機能維持安全管理のための修繕が実施されていた。	状況に応じ適切に実施されている。	良好に実施されている。不具合への対応について今後も随時に対応し、施設機能の維持に努める必要がある。設備の老朽化に伴う修繕も増えており、必要な設備更新、修繕等について、今後も県と指定管理者で連携し、安全性等優先順位を考慮し適切な業務実施に取り組む必要がある。

(5) 備品購入

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	現状分析・課題
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
必要な機器については県と相談し整備する。		○	<ul style="list-style-type: none"> 発券用スマレジ ・レシートプリンター4台 ・iPad4台 	備品の使用及び保管状況を確認した。	適切な備品管理がなされている。	引き続き、利用者の利便性向上に繋がるよう、必要な備品の購入等に努めるとともに、県からの貸与備品及び購入等備品は適切に管理する必要がある。

(6) 防犯・防災対策

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	現状分析・課題
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
1 教育・訓練の実施 ・新職員対象防災教育(4月) ・総合消防訓練(6月、11月) ・夜間消防訓練(年4回) ・交流員、現場スタッフを対象とした防災教育、救命・AED講習、防犯訓練を実施。 2 マニュアルの整備更新 各自の役割を認識し、的確な行動が取れるよう各種マニュアルを整備・更新し、内容の把握に努める。 3 日常における防犯・防災対策の徹底	○	○	・防災設備の説明会(4月) 県職員及び指定管理者職員を対象に、当館に設置されている消防用設備等の説明会を実施した。 ・総合消防訓練(火災)(6月) 火災発生時に適切で迅速な対応ができるよう訓練を行い、併せて従業員の防火意識の向上を目的に実施した。 ・夜間消防訓練(6月・8月・11月・2月) 夜間の火災発生時に適切で迅速な対応ができるよう訓練を行い、非常時の通報・連絡体制の確認および初期消火における知識技能の向上を目的に実施した。 ・救命講習(10月) 事務所職員を対象に心肺蘇生法や AED の使い方、けがの手当など応急手当の知識と技術の習得を図るために実施した。 ・総合消防訓練(地震火災)(11月) 地震及び火災発生時に適切で迅速な対応ができるよう訓練を行い、併せて従業員の防火意識の向上を目的に実施した。 ・非常参集訓練(11月) 閉園時間帯に大規模災害発生を想定した参集訓練を行い、連絡体制等の確認する及び危機管理意識の向上を目的に実施した。 ・防犯研修(2月) 災害や暴力行為が起きた際に、利用者と接する現場スタッフ(アルバイト)が的確な対応ができるよう、基本的な知識と技術の習得を図るために実施した。 ・自主点検(8月・2月) 防火管理者による自主点検を実施し、火災の未然防止と安全確保に努めた。また、施設内の防火体制を定期的に確認した。 ・消防業務経験者が在籍する防災危機管理室(財団本社所属)が当館施設内の状況を確認することで設備点検の強化を図った。	指定管理者にヒアリングを実施するとともに、消防訓練報告書等の確認を行った。	事業計画のとおり実施されている。	・総合消防訓練、夜間消防訓練のほか、那覇警察署から講師を招き防犯訓練を行うなど、良好に実施されている。 ・従事する職員も多いため、緊急時に迅速な対応ができるよう、引き続き定期的な訓練実施に取り組む必要がある。

(7) 料金徴収業務

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	現状分析・課題
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
1 観覧料 2 施設利用料	○		資料2-2(料金徴収フロー図) のとおり	指定管理者にヒアリングを実施した。	仕様書等に基づき適正に実施されている。	良好に実施されている。今後も適切な業務実施に取り組む必要がある。

※必要に応じて項目を追加・削除して記入すること。

※「事業計画」欄は、当初の年間事業計画を記載するものとし、変更した場合には変更後の内容も記載すること。

※「現状分析・課題」欄は具体的に記入すること。

1. 維持管理業務 取組改善案	維持管理業務については、引き続き事業計画に基づき適切な実施に努めるとともに、施設等の老朽化に伴う不具合も増えており、施設の修繕や設備の更新等を計画的に実施できるよう県と指定管理者で連携を密にし、優先順位を踏まえた上で、利用者に配慮した修繕等に取り組む必要がある。
--------------------	---

※「1. 維持管理業務」の各項目の「現状分析・課題」等を踏まえて、現年度(6年度)の主な取組改善案を記入すること。

2. 運営業務

(1) 利用実績

1) 利用者数等

		R5実績	事業計画 (目標値)	R6実績	整合性の検証		現状分析 ・課題
					前年比	計画比	
利用者数	有料入館者数	256,945人	244,200人	227,227人	88.4%	93.0%	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度の有料観覧者数は前年比88.4%となったが、全体の利用者数は目標を達成している。 企画展の内容により利用者数に増減があるものの、令和6年度は博物館常設展示室、美術館コレクションギャラリーとも利用者数は増加している。 引き続き、博物館・美術館と指定管理者間で連携し、広報、教育普及活動を効果的に実施するとともに、博物館と美術館が相乗効果を発揮できるよう、本館の複合機能を活かし、多様なニーズに応えられよう取り組みを強化する必要がある。
	無料入館者数	231,474人	275,800人	293,822人	126.9%	106.5%	
	計	488,419人	520,000人	521,049人	106.7%	100.2%	
					評価(①利用状況)		A

【評価基準 (①利用状況)】

目標値に対する達成率

S : 110%以上

A : 100%以上、110%未満

B : 80%以上、100%未満

C : 80%未満

2) 施設稼働率

		R5実績	事業計画 (目標値)	R6実績	整合性の検証		現状分析 ・課題
					前年比	計画比	
全館		298日	299日	299日	100.3%	100.0%	<ul style="list-style-type: none"> 展示室においては、県の自主企画展の開催件数増により前年度を上回った。 その他施設については、コロナ禍からの緩やかに回復傾向が見られる。 コレクション展は展示替えにより6日休室
博物館	常設展示室	298日	299日	299日	100.3%	100.0%	
	企画展示室	219日	299日	260日	118.7%	87.0%	
	特別展示室	262日	299日	279日	106.5%	93.3%	
	博物館講座室	258日	299日	256日	99.2%	85.6%	
	博物館実習室	177日	299日	194日	109.6%	64.9%	
美術館	コレクション展	285日	293日	293日	102.8%	100.0%	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年4月から消防法による施設利用の用途制限の影響を抑えるため、利用拡大に努める必要がある。
	企画展示室1	229日	299日	221日	96.5%	73.9%	
	企画展示室2	209日	299日	225日	107.7%	75.3%	
	美術館講座室	259日	299日	271日	104.6%	90.6%	
	県民アトリエ	120日	299日	129日	107.5%	43.1%	
	子供アトリエ	106日	299日	108日	101.9%	36.1%	
	県民ギャラリースタジオ	140日	299日	167日	119.3%	55.9%	
	県民ギャラリー1	218日	299日	221日	101.4%	73.9%	
県民ギャラリー2	204日	299日	192日	94.1%	64.2%		
県民ギャラリー3	138日	299日	164日	118.8%	54.8%		
その他	講堂	208日	299日	191日	91.8%	63.9%	

3) 教室・イベント等参加者実績

	内容	R5実績	事業計画	R6実績	整合性の検証		現状分析・課題
					前年比	計画比	
博物館	博物館が持つ知的財産を一般に提供する手段として、公開講座や体験イベントなどの事業を行った。	2,571	3,806	2,471	96.1%	64.9%	学芸員講座、文化講座、各種体験教室等に多くの参加がある。今後も集客増につながる催事の計画・実施に取り組む必要がある。
美術館	収蔵作家や企画展に関連した講座では専門的な情報を提供し、ものづくりや鑑賞では、幅広い年齢層が楽しめるイベントを実施した。	787	546	555	70.5%	101.6%	学芸員講座やアーティストを招いたギャラリートーク、大人や子どもも楽しめる鑑賞及びものづくりのワークショップ等の実施により参加者数増につながった。今後も引き続き、集客増につながる催事の計画・実施に取り組む必要がある。
移動展	当館に足を運ぶことが難しい離島や遠隔地の方々に、県民共有の財産である博物館・美術館の資料やワークショップなどを楽しんでいただく機会を提供した。	245	-	403	164.5%	-	令和6年度は多良間村での開催であった。3日間の会期中に多良間村の人口約1000人のうち、およそ半数近くの403名が来場した。関連催事には248名が参加した。今後も周知広報活動に努め、より多くの方に観覧してもらう必要がある。
計		2,866			-	-	

(2) 運営企画

事業計画	実施内容		整合性の検証	現状分析・課題
	(事業報告書)	(現地確認)		
<開館日数> 299日	4月3日は津波警報により、開館直後から避難誘導にあたったが、10:50より通常開館に戻った。その他は、台風やメンテナンスによる臨時休館や臨時開館もなく、計画的に開館できた。	指定管理にヒアリングを実施した。	適切に対応している。	津波警報発令による緊急時の対応、来館者の避難誘導を行い安全を確保するなど、適切な運営が実施されている。
<開館時間> 展示施設：9時～18時 (金・土：9時～20時)	津波警報による避難所対応のため、通常開館できない時間帯があった。(2時間) 展示施設：9時～18時(金・土：9時～20時)	指定管理にヒアリングを実施した。	適切に対応している。	

(3) 受付・接客

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	現状分析・課題
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
<ul style="list-style-type: none"> 来館者に接する発券、もぎり、総合案内、交流員、情報センター、ショップスタッフの一人ひとりが質の高い接客サービスを提供できるよう接遇研修を実施し、臨機応変な来館者サービスを行う。 外国語表記の充実化やピクトグラムを活用した「コミュニケーション支援ボード」を整備する。 	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 財団及び館内スタッフ全員を対象に、消防・地震・防犯訓練、ブランディング、IPM、接遇に関する研修を実施した。 消防、地震、防犯訓練では避難誘導経路の確認や消火器の使用方法を学び、防犯研修では警察から講師を招き、実技指導やさすまたの使用方法について説明を受け、その後の訓練の講評も頂いた。接遇研修では、接客マナーや適切な声掛けの方法をスタッフに周知した。 さらに、展示室内に設置されたアンケートに加え、接客スタッフが記入する業務日誌を通じて「お客様の声」や「ご意見」を収集し、その情報を迅速に担当者 と共有することで、来館者サービスの改善に役立てた。企画展実施前には、展示交流員を対象に学芸員研修を行い、展示の概要や監視業務に関する注意点を周知した。 	指定管理者にヒアリングを実施した。	適切に実施している。	アンケートの要望等にも対応しつつ、引き続き接遇研修等を実施し質の高いサービスの提供に努める必要がある。

(4) 広報

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	現状分析・課題
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
<p>観光客の来館を増やし、沖縄観光の推進に寄与します。</p> <p>1 県民の誘客 ・県民のニーズを捉えた誘客広報活動を展開。 ・館が所有する発信手段を駆使した告知効果の最大化</p> <p>②県内外ネットワークの活用と沖縄美ら海水族館や首里城公園との連携の強化</p> <p>③貸施設の利用促進</p>	○		<p>① 県民:博物館常設展の誘客コンテンツ漫画を発行し、那覇市・浦添市の小学生に配布。 観光客:日本語、海外用パンフレット(英・繁・簡・韓)を増刷し観光施設に設置。クルーズ船循環バスの実証実験対象となったことから、クルーズ船内にて当館プロモーションビデオ、パンフレットを配布した。 Webページに自動翻訳機能を導入、モノレール駅へのパンフレットラック設置、空港・ホテル・レンタカーへのパンフレット配布数を増やす等展覧会広報を強化した。 沖縄通訳案内士会会員向けの勉強会を開催し、海外観光客誘致の取組を強化した。</p> <p>②県主催展覧会について、テレビCM枠獲得や県内の小学校、博物館、美術館、図書館、公民館、銀行、病院などにチラシやポスターを発送、SNSでび告知、既存の屋外掲示板に大型ポスターを掲示し、館周辺の告知を強化した。また、沖縄美ら島水族館や首里城公園の半券提示で博物館常設展、美術館コレクションが割引になるトートリップキャンペーンや指定管理者独自のネットワーク約700カ所にチラシの発送、WEB、指定管理者広告枠を活用した広報展開を行った。</p> <p>③プロムナードコンサートを9回実施、地域の音楽活動家に演奏機会を提供するとともに音楽イベントをきっかけとした来館促進を図った。 おきみゅー三大イベント(GW、誕生祭、旧正月)を実施し県民をはじめ観光客(国内外)にも沖縄固有の歴史文化に触れられる機会を提供した。</p>	指定管理者にヒアリングを実施した。	事業報告書等のとおり適切に実施している。	<p>・低コストで機動的に情報を届けられるよう、当館WEBサイト、SNS等を活用し、当館の認知度向上及び誘客活動に取り組んでいる。</p> <p>・引き続き、博物館・美術館と指定管理者間で連携を密にし、教育、学術及び文化の振興、文化観光等の推進を図り、地域の活力の向上に寄与するよう効果的な広報活動に取り組む必要がある。</p> <p>・令和元年度に文化庁に認定された日本遺産(『琉球王国時代から連綿と続く沖縄の伝統的な「琉球料理」と「泡盛」、そして「芸能」』)、令和3年に登録された世界自然遺産(『奄美大島、徳之島、沖縄北部及び西表島』)を効果的に活用する等、これまで以上に当館の機能を十分に発揮するよう取り組む必要がある。</p>

(5) 情報管理

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	現状分析・課題
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
情報管理に関する記載なし。	○		2/5沖縄県情報基盤課による情報セキュリティ監査が行われ良好との回答を得ている。また、個人情報保護に関する状況調査を2/8に行い取扱情報と漏洩対策について一覧表を作成した。	指定管理者にヒアリングを実施した。	基本協定書のとおり適切に実施していた。	今後も、個人情報の漏洩等発生防止のほか、商標権や著作権に注意し適切な管理運営に努め必要がある。

3. 自主事業

(1) 展覧会

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	現状分析・課題
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
1 企画展 2 ワークショップ等 集客イベント	○		自主事業企画展 ・「キングダム展」(R6.3.22～R6.5.12) ・「アートと虫の世界」(R6.4.2～R6.5.6) ・「明和電機展」(R6.7.13～R6.9.16) ・「ハローキティ展」(R7.3.7～R7.5.11)	月報により開催状況を 確認。	各事業計画のと おり実施されて いた。	今後も、多種多様な文化・芸術の鑑賞機会 を提供する等、利用者へのサービスの充実 や安定的な事業運営のため、引き続き、適 切な事業実施に努める必要がある。
	○		ワークショップ等集客イベント 40件(内、21件は展覧会関連イベントと して実施)	月報により開催状況を 確認。	各事業計画のと おり実施されて いた。	

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	現状分析・課題
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
利用者の利便性 向上を図るため、 ミュージアムショッ プは沖縄美ら島財 団の直営、カフェ は委託して運営さ れている。	○		・キングダム展の物販売上について折半 ではなく全額計上となったため前年よりも売 上が向上した。 ・県内作家の作品を定期的に入れ替え て販売するミニギャラリーを実施し、県内 の作家の認知度向上及び収益向上に努 めた。 ・毎週金曜日にSNSにて新商品や季節ご とのお勧め商品、ミニギャラリーの作家の 紹介などを行い、ミュージアムショップゆ いむいの認知度向上と販売促進に努め た。 しかし、人件費の高騰や商品仕入費の 増により、収益はわずかにマイナスとな った。 【収益】 R6年度 -14万円 (R5年度 245万円)	企画展関連の図 録や首里城関連 のグッズなど、 様々な来館者 ニーズに対応出来 るよう商品を豊富 に揃えられてい る。	業務仕様書等に 基づき利用者の 利便性向上を図 る取組として適 切に実施されて いた。	ショップ、カフェ、いずれも前年度に比べて 売上は好調であった。オリジナル商品の開 発を積極的に行い、SNSなどの広報媒体 で広く発信することで、沖縄文化の普及啓 発も兼ねた県立博物館・美術館らしい事業 展開へと繋がっている。
	○	○	・県産食材やヴィーガンメニュー等オリジ ナリティあふれる商品を定期的に入れ替 えることで、リピーターのお客様でも飽き のこない店舗づくりを心がけた。 ・企画展に関連したオリジナルメニューを 開発し、期間限定販売を行うことで企画 展を盛り上げ、お客様満足度向上に努 めた。 ・アレルギー表示をよりわかりやすくす ることでお客さま安心してお食事でき るように努めた。 ・定期的にアート展を開催し、食事をし ながらアートに触れるミュージアムカ フェにふさわしい空間づくりを行った。 【収益】 R6年度 328万円 (R5年度 278万円)	テナントとしてカ メキッチンがカ フェを営業して いる。	業務仕様書等に 基づき利用者の 利便性向上を図 る取組として適 切に実施されて いた。	

※「事業計画」欄は、当初の年間事業計画を記載するものとし、変更した場合には変更後の内容も記載すること。

※「現状分析・課題」欄は具体的に記入すること。

2. 運営業務 3. 自主事業 取組改善案	<ul style="list-style-type: none"> ・運営業務については、引き続き、博物館・美術館と指定管理者間で連携を密にし、安定的に観覧者、施設利用者を確保するため、効果的な広報活動、アンケート結果等を踏まえた対応等により、利用者満足度の向上に取り組む必要がある。 ・施設利用については、消防法令による用途制限の影響を低減するべく利用拡大に取り組む必要がある。 ・自主事業については、安定的に運営ができるようサービス内容の改善・向上に取り組む、利用者の利便性向上等に取り組む必要がある。 ・今後も引き続き、入館者数の増加につながる企画展の開催や、自主事業の実施に取り組んでいく必要がある。
-----------------------------	---

※「2. 運営業務」「3. 自主事業」の各項目の「現状分析・課題」等を踏まえて、現年度(6年度)の主な取組改善案を記入すること。

アンケート実施方法	紙媒体	回答者数	2,046	アンケート内容	お客様の声の集約
-----------	-----	------	-------	---------	----------

評価項目		第三者(利用者等)評価			指定管理者	現状分析・課題	
		令和5年度評価	令和5年度目標	令和6年度評価			
維持管理業務	施設・設備管理	〈満足度〉89% (※1) ・満足77% ・やや満足12% ・どちらでもない9% ・やや不満1% ・不満1%	—	〈満足度〉88% ・満足74% ・やや満足14% ・どちらでもない10% ・やや不満1% ・不満1% 〈改善要望〉 「多言語での案内をもっと増やしてほしい」 「傘立ての案内が不十分」 「wifiがうまくつながりにくく、ダウンロードに時間がかかる」「コインロッカーの故障が多い」などの意見があった。	A	・業務仕様書、管理規則等に基づいて適切に管理を行った。施設設備の保守点検や清掃を徹底し、安全に使用できるよう努めた。 ・ピクトグラムによる案内表示を増やし、傘立ての案内も分かりやすい表示に変更した。 ・Wi-Fiはルーターを増設して利便性の向上に努めた。 ・コインロッカーの修繕については今後県と調整する。	・概ね良好である。 ・施設内機器は経年劣化の状況や、多言語案内の不足や傘立て・コインロッカーなど設備面の不備、Wi-Fi接続の不安定さへの改善要望が挙がり、利便性と快適性の向上に向け、連絡調整会議等で協議しながら、優先順を決めた上で計画的に対応していく必要がある。
	接客対応	〈満足度〉86% (※1) ・満足72% ・やや満足14% ・どちらでもない12% ・やや不満1% ・不満1%	—	〈満足度〉89% ・満足72% ・やや満足17% ・どちらでもない8% ・やや不満2% ・不満1% 〈改善要望〉 「監視員からしつこく注意された」 「監視スタッフが多すぎて緊張する。また、私語が多い」 「券売機の再設置」などの意見があった。	A	・マニュアルを使用した接遇研修や企画展毎に勉強会を開催し、現場スタッフの接客サービス向上に取り組んだ。 ・接客満足度向上のため、人材育成を継続維持する。	・概ね良好である。 ・スタッフの対応については、概ね好意的な意見であったが、改善要望があった内容については、定期的な研修等により丁寧な接客対応に努める必要がある。
運営業務	展示	〈満足度〉87% (※1) ・満足71% ・やや満足16% ・どちらでもない10% ・やや不満2% ・不満1%	—	〈満足度〉93% ・満足75% ・やや満足18% ・どちらでもない4% ・やや不満2% ・不満1% 〈改善要望〉 「作品は良いが説明が足りない」 「字が小さい」 「【撮影可否】の案内がわかりづらいし混在している」 「多言語での案内をもっと増やしてほしい」 「椅子がない」「誤字」「順路が分かりにくい」「監視がきつい」などの意見があった。	S	・ピクトグラムを活用したサインの配置など、誰もが利用しやすい環境を作り、また展示キャプションや音声ガイドには英語併記を導入するなどインバウンドを意識した改善を図っている。 ・引き続き県の学芸員と連携しながら展示の充実に努め、貸館の場合も主催社と協力して利用者の満足度向上に努める。 ・展示監視員の接遇研修を年2回実施し、接遇マナーの向上をめざす。	・概ね良好である。 ・改善要望があった内容については、予算措置も含め可能な限り取り組むとともに、引き続き満足度の高い展示の充実に努める必要がある。
	自主事業	—	—	〈満足度〉94% ・満足61% ・やや満足33% ・やや不満5% ・不満1% 〈改善要望〉 「wifiの接続が悪い・もっと簡単な方がよい」 「再生のたびにスマホを開きページ切り替えしないといけないのが不便」 「音声スピード調整があるとよいかも」	S	・通信状況については、wifiルーターを設置しており、接続が悪くなるのは利用者の端末の問題になる。 ・再生スピードも各端末で設定可能である。再生についても切り替えずにできるようにした。 ・利用者の9割以上が、わかりやすい内容で聞きやすく、音声ガイドに満足している。	・概ね良好である。 ・改善要望があった内容については随時対応できている。引き続き利用者の利便性を確認し、満足度の高い音声ガイドの提供に努める必要がある。
総合評価 (各評価項目の平均)		平均満足度 87%	—	平均満足度 91%	評価 (②満足度) S	全ての項目で高い満足度を獲得できるよう、社会の動向に対応し、お客様のニーズを探り、一つ一つの業務で改善を心掛ける。 概ね利用者から一定の評価は得ているが、引き続き要望等を踏まえた改善を図り、質の高いサービス提供に努める必要がある。	

※評価項目については、施設の態様に応じて適宜設定すること。
 ※「現状分析・課題」欄は具体的に記入すること。

【評価基準（②満足度）】

総合評価においては各評価項目の満足度の平均
 各評価項目においてはそれぞれの満足度

S：90%以上

A：80%以上、90%未満

B：70%以上、80%未満

C：70%未満

※満足度とは、指定管理者が提供するサービスに対する利用者の満足度のことをいうものとし、回答選択肢のうち、中位を超える割合により算定するものとする。

<p>Ⅱ. サービスの質の確認・評価 取組改善案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利便性向上に向け、ピクトグラムを活用し様々な利用者に情報が伝わりやすいよう工夫がなされていた。 ・展示における多言語対応の改善に向けてはキャプション・音声ガイドによる英語併記を行い対応されている。引き続き博物館・美術館と指定管理者間で連携し、調査研究の成果を多くの方々にお伝えできるよう検討を重ね展示環境の改善に取り組んでいく必要がある。 ・接客対応については、比較的満足度は高い結果となっているが、昨年度に引き続き、現場スタッフ(交流員)の対応改善に対する要望があるので、改善に取り組んでいく必要がある。また、現場スタッフ(交流員)に詳細な解説を求められる等の過度な負担とならないよう、利用者に対しても現場スタッフ(交流員)の役割(見守り)を十分に伝えるよう努める必要がある。
---	---

※「Ⅱ. サービスの質の確認・評価」の各項目の「現状分析・課題」等を踏まえて、現年度(6年度)の主な取組改善案を記入すること。

Ⅲ. 財務状況の確認・評価

1. 収支

(1) 収入

収入項目	令和5年度 実績	事業計画	令和6年度 実績	前年比		計画比		特記事項(変更理由等)	
				(金額)	(%)	(金額)	(%)		
利用料 金収入	県教育普及事業	204,200	358,000	333,970	129,770	163.6%	-24,030	93.3%	
	観覧料収入	61,596,800	59,400,000	77,873,750	16,276,950	126.4%	18,473,750	131.1%	
	施設使用料	60,029,556	66,821,000	68,688,945	8,659,389	114.4%	1,867,945	102.8%	
計	121,626,356	126,221,000	146,562,695	24,936,339	120.5%	20,341,695	116.1%		
指定管理料	346,500,000	355,650,000	355,650,000	9,150,000	102.6%	0	100.0%		
自主事 業収入	企画展、教育普及催事	60,792,400	54,283,000	32,691,839	-28,100,561	53.8%	-21,591,161	60.2%	
	ショップ、カフェ	65,998,956	60,190,000	79,967,051	13,968,095	121.2%	19,777,051	132.9%	
	計	126,791,356	114,473,000	112,658,890	-14,132,466	88.9%	-1,814,110	98.4%	
その他収入	1,545,708	1,370,000	12,125,468	10,579,760	784.5%	10,755,468	885.1%		
合計(A)	596,667,620	598,072,000	627,331,023	30,663,403	105.1%	29,259,023	104.9%		
(現状分析・課題)									
<p>・観覧料収入については、県主催企画展でテレビCM枠獲得の他、Webページに自動翻訳機能の導入や沖縄通訳案内士会会員向けの勉強会を開催するなど、海外観光客誘致に繋げる広報及び誘客に対する取組を強化し観覧料収入が増加した。</p> <p>・施設使用料は、前年度に比して増加している。しかし、消防機関の指導を受け令和7年度からは、展示室等を多目的に利用ができるのは博物館講座室に限定され、その他展示室等は博物館・美術館の用途に沿った利用とする必要があることから、このような環境での利用拡大に向け取り組む必要がある。</p> <p>・自主事業収入は、自主企画展が低調だったこと、キティ展の売上は予算計上していたがマスコミとの共同主催であり展示会期の終了後に清算するため、今年度決算に計上していないことにより前年比、計画比とも減となった。</p> <p>・引き続き広報・集客施策を積極的に行うとともに、自主企画展が低調になった要因分析、予算計上対象を確認した収支予算書の作成等については、検討し、改善しながら取り組んでいく必要がある。</p>									

(2) 支出

支出項目	令和5年度 実績	事業計画	令和6年度 実績	前年比		計画比		特記事項(変更理由等)
				(金額)	(%)	(金額)	(%)	
人件費	118,563,030	117,605,000	141,311,224	22,748,194	119%	23,706,224	120%	
事務費 (旅費交通費、通信運搬費等)	17,496,133	13,978,000	17,613,961	117,828	101%	3,635,961	126%	
施設管理費 ※委託費	198,044,577	223,136,000	216,879,377	18,834,800	110%	-6,256,623	97%	
光熱水費	131,709,907	153,388,000	144,872,799	13,162,892	110%	-8,515,201	94%	
修繕費	1,732,909	1,575,000	1,358,720	-374,189	78%	-216,280	86%	
集客対策費	4,561,348	9,699,000	4,706,705	145,357	103%	-4,992,295	49%	
教育普及事業費	3,865,266	14,090,000	10,251,281	6,386,015	265%	-3,838,719	73%	
諸経費 (消耗什器備品、消耗品費、負担金等)	17,507,173	24,592,750	21,237,341	3,730,168	121%	-3,355,409	86%	
雑費	967,940	569,000	235,602	-732,338	24%	-333,398	41%	
自主事業費支出	111,116,822	100,567,100	125,858,469	14,741,647	113%	25,291,369	125%	
合計(B)	605,565,105	659,199,850	684,325,479	78,760,374	113%	25,125,629	104%	
(現状分析・課題)								
<p>・人件費は賃金上昇に伴う給与改定によるものとして計画比で20%増、自主事業費は物品販売の売上好調による商品仕入れによるものとして計画比25%増となっている。</p> <p>・光熱水費は再エネ賦課金の減免措置等により計画比で6%減、委託料は長年の経験を活かした効率的な運営により経費節減に努め計画比3%減となっている。</p> <p>・教育普及事業費は開催場所により運搬料等の経費に変動があり前年比で165%増、負担金の多くは本社経費で給与改定による増となっている。</p> <p>・光熱水費、委託料は計画比で減少となり効率的な運営に努めていると評価できるところであるが、人件費、自主事業費等の増加については、要因分析等の検討を重ね効率的な業務運営に取り組んでいく必要がある。</p> <p>・修繕費は計画比、前年比減となっていることから、引き続き、利用者の要望等を踏まえ文化振興課、博物館・美術館及び指定管理者間で連携し、施設の利便性向上及び予防保全の観点に立った施設の長寿命化と安全確保に繋がる取り組みに努める必要がある。</p>								

※「事業計画」欄は、当初の年間事業計画を記載するものとし、変更した場合には変更後の内容も記載すること。計画比は事業計画(当初)と比較する。

※「現状分析・課題」欄は具体的に記入すること。

2. 経営分析指標

評価指標	令和5年度 実績	事業計画	令和6年度 実績	前年比		計画比		特記事項(変更理由等)
				(金額)	(%)	(金額)	(%)	
事業収支(C) (収入(A)－支出(B))	-8,897,485	-61,127,850	-56,994,456	48,096,971	640.6%	4,133,394	93.2%	
収益率 (事業収支(C)/収入合計(B))	-1.5%	-10.2%	-9.1%	-	609.3%	-	88.9%	
利用料金比率 (利用料金収入/収入(A))	20.4%	21.1%	23.4%	-	114.6%	-	110.7%	
人件費比率 (人件費/支出(B))	19.6%	17.8%	20.6%	-	105.5%	-	115.7%	
外部委託費比率 (外部委託費合計/支出(B))	32.7%	33.8%	31.7%	-	96.9%	-	93.6%	
利用者あたり管理コスト (支出(B)/利用者数)	1,240	1,268	1,313	74	106%	46	103.6%	
利用者あたり自治体負担コスト (指定管理料/利用者数)	709	684	683	-27	96%	-1	99.8%	
(現状分析・課題) ・収入は広報・誘客活動等の取組により約2千900万円、計画を上回ったが、支出は光熱水費縮減に関する効果的な取組等で一定の支出は抑えられたものの、人件費、自主事業費支出の増加の影響を大きく約2千500万円、計画を上回り、事業収支として計画比93.2%に抑えることができています。 ・令和6年度の利用者数は521,049人で、令和5年度の利用者数は488,419人で32,630人増加しているが、賃金・物価上昇等の影響もあり事業収支が約5千700万円のマイナスとなり、利用者一人あたり管理コストは計画比46円、前年比74年の増加となっている。 ・収入増加に向けた取組の強化、維持管理経費のさらなる縮減に向けた施設・設備の改修等を含め、文化振興課、博物館・美術館及び指定管理者で連携し、引き続き、経費節減効率的・効果的な管理運営に努め、最少の経費で最大の効果が挙げられるよう取り組んで行く必要がある。								

※「事業計画」欄は、当初の年間事業計画を記載するものとし、変更した場合には変更後の内容も記載すること。計画比は事業計画(当初)と比較する。

※「現状分析・課題」欄は具体的に記入すること。

評価(③財務状況)	C
-----------	---

【評価基準 (③財務状況)】
 収益率 (事業収支/収入合計)
 A : 0%以上
 B : -5%以上、0%未満
 C : -5%未満

Ⅲ. 財務状況の確認・評価 取組改善案	収入増加のため広報・誘客等の取組を強化しつつ、老朽化した施設・設備の更新等省エネ対策の強化や管理コストを抑える等効率的・効果的な管理運営に取り組む必要がある。
------------------------	---

※「Ⅲ. 財務状況の確認・評価」の各項目の「現状分析・課題」等を踏まえて、現年度(α+1年度)の主な取組改善案を記入すること。

【経営分析指標の評価の考え方】

評価指標	計算方法	評価の考え方
事業収支	収入－支出	事業収支がマイナスの場合、継続性の面で課題となるため、県、指定管理者で協力して黒字化のための方策を協議する必要がある。 ※計画や過年度実績に対し変動がある場合には、その要因を整理すること。
収益率	事業収支/収入	計画、過年度実績、類似施設と比較して、安定したものとなっているか、適切な範囲内となっているか確認する。 ※計画や過年度実績に対し変動がある場合には、その要因を整理すること。 ※計画等に対し上昇している場合、必要な変動費が十分に充てられているか確認すること。また、計画等に対し減少している場合、当初の収支見込が適切であったか精査すること。
利用料金比率	利用料金収入/収入	指定管理者の主な収入源がどこにあり、それが安定したものであるかを確認する。 ※過年度実績に対し増減がある場合には、利用料金そのものの増減によるものか、自主事業等其他収入の増減によるものかなど、その要因を整理すること。
人件費比率	人件費/支出	過年度実績や類似施設と比較して、適切な範囲内となっているか確認する。 ※変動がある場合には、人件費そのものの増減によるものか、その他支出項目の増減によるものか、その要因を整理すること。 ※人件費の減少がある場合には、それにより効率が低下していないかを確認する。また、人件費の増加がある場合には、求められる管理水準に対し必要な措置が確認すること。
外部委託費比率	外部委託費合計/支出	過年度実績や類似施設と比較して、適切な範囲内となっているか確認する。 ※増減がある場合には、外部委託の範囲が仕様書等に定める適切な範囲内となっているか、外部委託の活用が業務の効率化に繋がっているか確認する。
利用者あたり管理コスト	支出/利用者数	利用者1人に対する管理コストについて、過年度実績や類似施設と比較することにより、当該施設の効率性を確認する。(コストが抑えられていても利用者が減少していないか、あるいは利用者は増加しているがコストがかかり過ぎていないかなど) ※変動がある場合には、その要因を整理すること。 ※過年度に対し上昇している場合、現状の利用者数に対して支出が過大になっていないか確認する。また、過年度に対し減少している場合、現状の利用者数に対し、必要な変動費が十分に充てられているか確認する。
利用者あたり自治体負担コスト	指定管理料/利用者数	利用者1人に対する県の財政負担を確認する。 過年度実績や類似施設との比較により、当該施設の効率性を確認する。

1. 目標						
評価項目	評価指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	目標設定の考え方
成果指標	①利用状況	利用者数	530,000	—	—	R6年度実績1万人増
	②満足度	満足度	90%	—	—	下記評価基準 S評価(90%)を目標
財務指標	③財務状況	収益率	-0.07%	—	—	

2. 評価結果

評価項目	評価指標	令和5年度	事業計画	令和6年度	前年比	計画比	現状分析・課題	評価 (点数)	取組改善案	令和7年度 目標値	
		実績	(目標値)	実績							
成果指標	①利用状況	488,419	520,000	521,049	106.7%	100.2%	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度の有料観覧者数は前年比88.4%となったが、全体の利用者数は目標を達成している。 企画展の内容により利用者数に増減があるものの、令和6年度は博物館常設展示室、美術館コレクションギャラリーとも利用者数は増加している。 引き続き、博物館・美術館と指定管理者間で連携し、広報、教育普及活動を効果的に実施するとともに、博物館と美術館が相乗効果を発揮できるよう、本館の複合機能を活かし、多様なニーズに応えられよう取組みを強化する必要がある。 	A (10)	<ul style="list-style-type: none"> 運営業務については、引き続き、博物館・美術館と指定管理者間で連携を密にし、安定的に観覧者、施設利用者確保のため、効果的な広報活動、アンケート結果等を踏まえた対応により、利用者満足度の向上に取り組み必要がある。 施設利用については、消防法による用途制限の影響を低減するべく利用拡大に取り組む必要がある。 自主事業については、安定的に運営ができるようサービス内容の改善・向上に取り組み、利用者の利便性向上等に取り組む必要がある。 今後も引き続き、入館者数の増加につながる企画展の開催や、自主事業の実施に取り組んでいく必要がある。 	530,000	
	②満足度	満足度	87%	90%	80%	92.0%	88.9%	<ul style="list-style-type: none"> 概ね良好である。 改善要望があった内容については、予算措置も含め可能な限り取り組むとともに、引き続き満足度の高い展示の充実を努める必要がある。 	A (10)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利便性向上に向け、ビクトグラムを活用し様々な利用者に情報が伝わりやすい工夫がなされていた。 展示における多言語対応の改善に向けてはキャプション・音声ガイドによる英語併記を行い対応されている。引き続き博物館・美術館と指定管理者間で連携し、調査研究の成果を多くの方々にお伝えできるよう検討を重ね展示環境の改善に取り組んでいく必要がある。 接客対応については、比較的満足度は高い結果となっているが、昨年度に引き続き、現場スタッフ(交流員)の対応改善に対する要望があるので、改善に取り組んでいく必要がある。また、現場スタッフ(交流員)に詳細な解説を求められる等の過度な負担とならないよう、利用者に対して現場スタッフ(交流員)の役割(見守り)を十分に伝えるよう努める必要がある。 	90%
財務指標	③財務状況	収益率	-1.5%	0.1%	-9.1%	606.7%	-9100.0%	<ul style="list-style-type: none"> 収入は広報・誘客活動等の取組により約2千900万円、計画を上回ったが、支出は光熱水費縮減に関する効果的な取組等で一定の支出は抑えられたものの、人件費、自主事業費支出の増加の影響を大きく約2千500万円、計画を上回り、事業収支として計画比93.2%に抑えることができていた。 令和6年度の利用者数は521,049人で、令和5年度の利用者数は488,419人で32,630人増加しているが、賃金・物価上昇等の影響もあり事業収支が約5千700万円のマイナスとなり、利用者一人あたり管理コストは計画比46円、前年比74年の増加となっている。 収入増加に向けた取組の強化、維持管理経費のさらなる縮減に向けた施設・設備の改修等を含め、文化振興課、博物館・美術館及び指定管理者で連携し、引き続き、経費削減効果的・効果的な管理運営に努め、最少の経費で最大の効果が挙げられるよう取り組んでいく必要がある。 	C (-5)	<ul style="list-style-type: none"> 収入増加のため広報・誘客等の取組を強化しつつ、老朽化した施設・設備の更新等省エネ対策の強化や管理コストを抑える等効率的・効果的な管理運営に取り組む必要がある。 	-0.07%
活動指標	④重点取組事項	自主事業イベントの参加者数	144,056	140,090	106,602	74.0%	76.1%	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、多種多様な文化・芸術の鑑賞機会を提供する等、利用者へのサービスの充実や安定的な事業運営のため、引き続き、適切な事業実施に努める必要がある。 	B (0)	<ul style="list-style-type: none"> 自主事業については、安定的に運営ができるようサービス内容の改善・向上に取り組み、利用者の利便性向上等に取り組む必要がある。 今後も引き続き、入館者数の増加につながる企画展の開催や、自主事業の実施に取り組んでいく必要がある。 	
総合評価		<ul style="list-style-type: none"> 概ね良好である。特に防災・防災対策は自主的な取組により強化されている。 利用者数の増加については、誘客コンテンツ漫画の配布や、海外用パンフレットの増刷、WEBサイトの利便性向上、SNSによる情報発信、広報宣伝や集客イベント等の利用促進に努め、入館者数は目標を上回り、利用者アンケート結果でも満足度は比較的高い結果を得ている。 財務状況については、光熱水費縮減も回り一定の支出は抑えられているが、人件費、自主事業費支出の増加の影響を大きく収益率はマイナスとなっている。 今後も博物館・美術館と連携を密にし、地域社会、県民など多様な主体と連携・協働し、教養、調査研究、レクリエーション等に資するための必要な事業を行いつつ、財務状況の安定に取り組むながら、満足度等の更なる向上に向けて取り組んでいく必要がある。 						B (15)			

※重点取組事項の「評価指標」には具体的な取組内容を記載すること。
 ※「総合評価欄」には、モニタリングの実施結果に基づき、施設の管理運営が適正に行われているか所見を記載すること。
 ※「現状分析・課題」、「取組改善案」はⅠ～Ⅲから転記する。
 ※「α+1年度目標値」は、「取組改善案」を踏まえ、現年度の目標を可能な限り数値目標として設定する。

【評価基準】

①利用状況

目標値に対する達成率
 S：110%以上
 A：100%以上、110%未満
 B：80%以上、100%未満
 C：80%未満

②満足度

総合評価における満足度（各評価項目の平均値）
 S：90%以上
 A：80%以上、90%未満
 B：70%以上、80%未満
 C：70%未満

③財務状況

収益率（事業収支/収入合計）
 A：0%以上
 B：-5%以上、0%未満
 C：-5%未満

④重点取組事項

目標に対する評価
 S：目標を大きく上回る

【各評価項目点数】

	① 利用状況	② 満足度	③ 財務状況	④ 重点 取組事項
S	20	20	—	10
A	10	10	5	5
B	0	0	0	0
C	-10	-10	-5	-5

【総合評価基準】

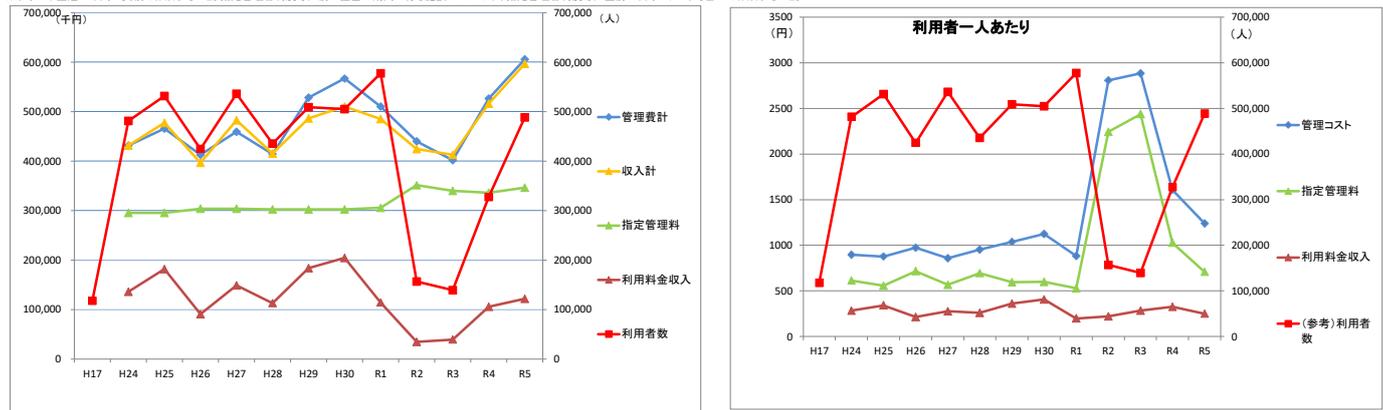
総合評価基準	
S	40点以上 かつ各評価項目においてC評価がないこと
A	25点以上
B	10点以上
C	5点以下

経営状況分析シート 沖縄県立博物館・美術館

指標	単位	直営 指定管理																							
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8		
成果指標	利用者数	人	117,663	134,429	207,525	220,476	408,670	452,502	465,649	481,373	531,344	424,602	535,994	435,239	508,822	—	504,884	577,528	156,679	139,396	327,278	488,419	521,049	—	—
	目標	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	実績	人	117,663	134,429	207,525	220,476	408,670	452,502	465,649	481,373	531,344	424,602	535,994	435,239	508,822	—	504,884	577,528	156,679	139,396	327,278	488,419	521,049	—	—
財務指標	目標比	%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定管理料	千円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	管理費計	千円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	収入計	千円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	管理費計	千円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	収入計	千円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	収支	千円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	収益率(収支/収入計)	%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	一人あたり管理コスト	円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	一人あたり指定管理料	円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一人あたり利用料金収入	円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

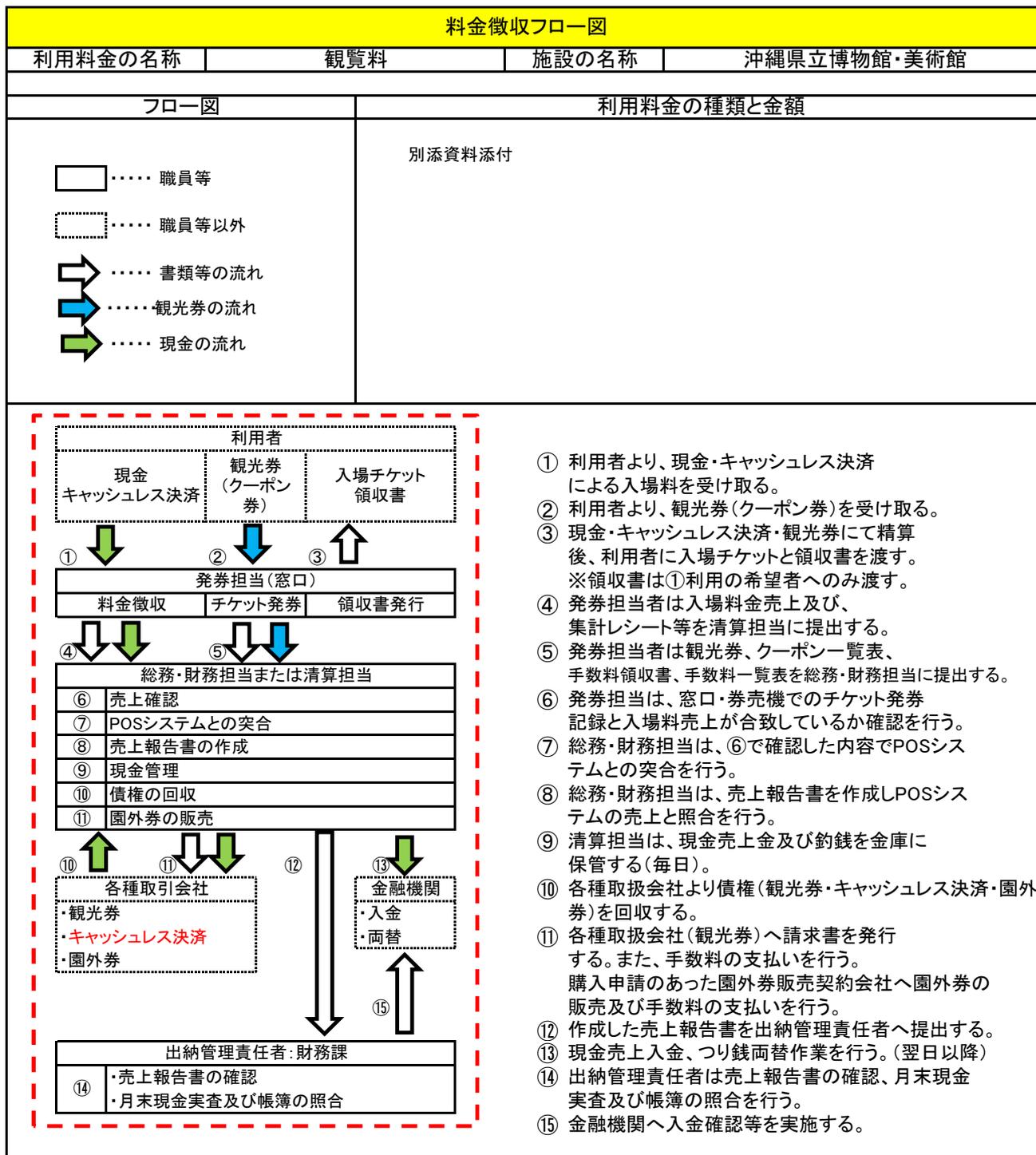
※施設の特長に応じて、経営状況の分析に適した指標の追加・削除や、表示方法の修正を行うこと。

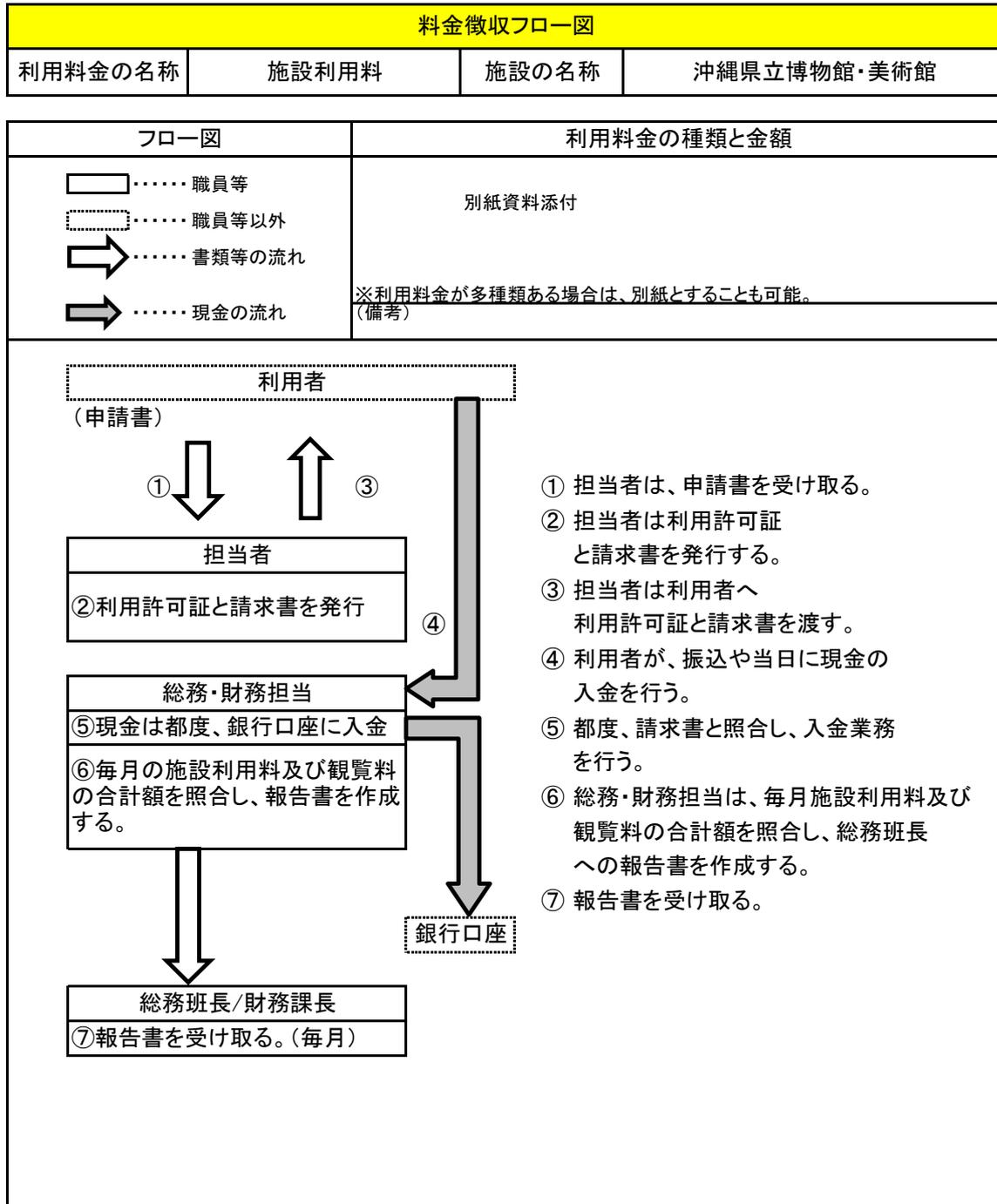
※グラフは直近10年間の実績で作成すること。指定管理者制度導入前に直営の期間がある施設については、指定管理者制度導入直前1年間のデータも含めて作成すること。



業績変動の要因分析

6年度	財務状況については、広報・誘客活動等の取組、光熱水費縮減に関する効果的な取組等で一定の支出は抑えられたものの、人件費、自主事業費支出の増加が大きかった。今後も財政状況を安定させるためには、様々な施策が必要である。
5年度	財務状況については、人件費や事務費、諸経費が増加したが、これらのコスト増を、収入増でカバーし赤字幅を縮小することができた。今後も財政状況を安定させるためには、様々な施策が必要である。
4年度	昨年とは異なり臨時休館せずに開館したことや、貸館施設の利用し易さをアピールした結果、収入は増加させたが、光熱水費の増加額を補うには至らず赤字となった。
3年度	コロナの影響による臨時休館等が響き入館者数はR2年度より減少したが、収益機会の確保に努め利用料金収入を増加させた。併せて経費削減や雇用調整助成金の活用などに取り組んだ結果、黒字を確保した。





料金徴収フロー図

利用料金の名称	観覧料及び施設利用料	施設の名称	沖縄県立博物館・美術館
---------	------------	-------	-------------

利用料金の種類と金額

【観覧料料金】

■常設展

区分	博物館常設展		美術館コレクション展	
	個人	団体	個人	団体
一般	530円	420円	400円	320円
高大生	270円	220円	220円	180円
県外小中生	150円	120円	100円	80円

■企画展・特別展

企画展又は特別展は、3,150円を超えない範囲内で、その都度、決定する。

■年間パスポート

	観覧できる 展覧会	料金の種 類	一般	高校生	小・中学生		70歳以上	
				大学生	県外	県内		
全館	プレミアム メンバー	博物館 美術館	年会費	7,400	4,900	2,900	2,200	6,400
			更新割引	6,900	4,400	2,400	1,700	5,900
博物館	スペシ アルメン バー	博物館 すべての 展覧会	年会費	3,900	2,500	1,400	1,050	3,200
			更新割引	3,600	2,200	1,200	900	2,900
	スタン ダードメン バー	博物館 常設展	年会費	1,200	750	450	無料	無料
			更新割引	—	—	—	—	—
美術館	スペシ アルメン バー	美術館 すべての 展覧会	年会費	4,100	2,800	1,500	1,200	3,200
			更新割引	3,800	2,500	1,200	900	2,900
	スタン ダードメン バー	美術館 コレクシ ョン展	年会費	900	600	300	無料	無料
			更新割引	—	—	—	—	—

料金徴収フロー図

利用料金の名称	観覧料及び施設利用料	施設の名称	沖縄県立博物館・美術館
---------	------------	-------	-------------

利用料金の種類と金額

【施設利用料】

施設利用料金

施設区分 (利用単位)		入場料を徴収 しない場合	入場料を徴収 する場合	空調設備 (1時間)
博物館施設 (1日)	企画展示室	30,480円	91,450円	660円
	特別展示室	39,920円	119,750円	870円
	実習室	12,000円	36,100円	200円
		(6,000円)	(18,050円)	
	講座室	21,200円	63,700円	360円
(10,600円)		(31,850円)		
美術館施設 (1日)	県民ギャラリー1	10,800円	入場料を徴収す る場合はお貸し 出来ません。	180円
	県民ギャラリー2	10,000円		170円
	県民ギャラリー3	10,000円		190円
	県民ギャラリー スタジオ	10,900円 (5,450円)		
	県民アトリエ	9,360円	28,000円	150円
		(4,680円)	(14,000円)	
	こどもアトリエ	10,000円	30,000円	170円
		(5,000円)	(15,000円)	
	企画展示室1	34,370円	103,080円	740円
	企画展示室2	42,640円	127,920円	930円
講座室	12,100円	36,500円	210円	
	(6,050円)	(18,250円)		
その他 (1時間)	講堂	4,500円	13,600円	620円

※()内は、準備・片付けを含めてご利用が4時間以内の施設利用料です。

附属設備(冷房設備を除く。)の利用料金

種別	品名	金額	利用単位
演台器具	演台	340円	1台
音響器具	メインスピーカー	1,100円	1式
	ワイヤレスマイク	670円	1本
	ダイナミックマイク	230円	1本
	バウンダリーマイク	340円	1本
	ビデオテープレコーダー	780円	1台
	DVDプレーヤー	1,380円	1台
	CD、MDプレーヤー	440円	1台
	HD/DVDレコーダー	1,380円	1台
照明器具	ポーターライト	340円	1列
	サスペンションライト	550円	1列
	アッパーホリゾンライト	780円	1列
	シーリングライト	670円	1列
	センターピンスポットライト	440円	1台
その他	書画カメラ	880円	1台
	ビデオプロジェクター	1540円	1台
	電動スクリーン	1,220円	1式

労働条件等自主点検表

施設名称	沖縄県立博物館・美術館	対象年度	令和6年度
指定管理者名	一般財団法人 沖縄美ら島財団		

※ 次の確認事項について、「指定管理者による確認結果」欄の該当する箇所に○又は必要事項の記載をお願いします。

確認事項	指定管理者による確認結果						
<p>1 労働条件の明示 労働契約を締結するに当たり、労働時間、賃金、退職(解雇の事由を含む。)、安全衛生等の労働条件を労働者に対し明示していますか。この場合において、労働時間、賃金等に関する事項について書面を交付していますか。</p> <p>労働契約の締結時には、パートタイム労働者を含むすべての労働者に対し労働時間、賃金、退職(解雇の事由を含む。)、安全衛生等の労働条件を明示しなければなりません。特に、労働契約期間、有期労働契約を更新する場合の基準、始業・終業の時刻、所定時間外労働の有無等、約定賃金の決定、計算、支払の方法及び賃金の締切り、支払の時期等、退職(解雇の事由を含む。)については、書面を交付しなければなりません。(労働基準法(以下「法」という)第15条)</p>	就業規則、労働条件通知書を交付して労働条件全般について明示している	労働条件全般について口頭で明示するとともに、労働時間、賃金等に関する事項については書面を交付している	労働条件全般について口頭で明示しているが、書面の交付はしていない	労働時間、賃金等の労働条件の一部についてのみ口頭で明示している	労働契約締結時には明示していない		
	1	2	3	4	5		
	(3～5については、改善が必要です)						
<p>2 就業規則 就業規則(労働時間、休日、休憩、休暇、賃金の定め方及び支払方法、退職(解雇の事由を含む。)等、労働条件の具体的細目を定めた規則)を作成していますか。また、就業規則の内容が実際の勤務の状況に合っていますか。</p> <p>常時10人以上の労働者(パートタイム労働者を含む。)を使用する事業場では、就業規則を作成し、所轄労働基準監督署長へ届け出なければなりません。(法第89条) また、常時各作業場の見やすい場所への掲示、備付け、書面の交付又は電子機器の設置等により労働者に周知させなければなりません。(法第106条)</p>	常時使用する労働者は10人未満である。	常時使用する労働者が10人以上である					
		作成して監督署に届け出てあり、内容も実情に合っている	作成して監督署に届け出てあるが、内容が実情に合っていない	作成してあるが、監督署に届け出ていない	作成していない		
	1	2	3	4	5		
	(3～5については、改善が必要です)						
<p>3 所定休日 所定休日をどのように定めていますか。</p> <p>休日は少なくとも毎週1日又は4週間を通じ4日を与えなければなりません。(法第35条)</p>	週休2日制		週休1日制		その他		
	完全(毎週)	月3回	隔週	月1～2回	週1日	4週4日	4週3日以下
	1	2	3	4	5	6	7
	(7については、改善が必要です)						

確認事項	指定管理者による確認結果																										
<p>4 年次有給休暇 年次有給休暇についてはどのように取り扱っていますか。</p> <p>年次有給休暇は、6ヶ月間継続勤務し、全労働日の8割以上を出勤した労働者については10労働日、以降1年ごとに付与日数を増加しなければなりません。(法第39条)</p> <p>年次有給休暇が10日以上付与される労働者に対して、年5日の年休を取得させていますか。(法第39条)</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">法定どおりの年次有給休暇を与えている</td> <td style="width: 33%;">年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている</td> <td style="width: 33%;">年次有給休暇を与えていない</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">1</td> <td style="font-size: 2em;">2</td> <td style="font-size: 2em;">3</td> </tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です)</p> <p>※年次有給休暇の法定の付与日数表 (週所定労働日数が5日以上、又は、週所定労働時間が30時間以上の労働者の場合。)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>勤続年数</td> <td>0.5</td> <td>1.5</td> <td>2.5</td> <td>3.5</td> <td>4.5</td> <td>5.5</td> <td>6.5以上</td> </tr> <tr> <td>付与日数</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>14</td> <td>16</td> <td>18</td> <td>20</td> </tr> </table> <p>※なお、月30時間未満の労働者は比例付与することとされています。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">法定どおりの年次有給休暇を取得させている</td> <td style="width: 50%;">取得日数が法定を下回っている</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">1</td> <td style="font-size: 2em;">2</td> </tr> </table> <p>(2については、改善が必要です)</p>	法定どおりの年次有給休暇を与えている	年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている	年次有給休暇を与えていない	1	2	3	勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上	付与日数	10	11	12	14	16	18	20	法定どおりの年次有給休暇を取得させている	取得日数が法定を下回っている	1	2
法定どおりの年次有給休暇を与えている	年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている	年次有給休暇を与えていない																									
1	2	3																									
勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上																				
付与日数	10	11	12	14	16	18	20																				
法定どおりの年次有給休暇を取得させている	取得日数が法定を下回っている																										
1	2																										
<p>5 健康診断 定期健康診断を実施していますか。</p> <p>常時使用する労働者については、年1回定期的に健康診断を行わなければなりません。(労働安全衛生規則第44条)</p> <p>なお、深夜業を含む業務等に常時従事する労働者に対しては6月以内ごとに1回定期的に健康診断を行わなければなりません。(労働安全衛生規則第45条)</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">毎年1回以上定期的に行っている</td> <td style="width: 33%;">年によって行ったり行わなかったり一定しない</td> <td style="width: 33%;">行ったことがない</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">1</td> <td style="font-size: 2em;">2</td> <td style="font-size: 2em;">3</td> </tr> </table> <p>(2、3については、改善が必要です)</p>	毎年1回以上定期的に行っている	年によって行ったり行わなかったり一定しない	行ったことがない	1	2	3																				
毎年1回以上定期的に行っている	年によって行ったり行わなかったり一定しない	行ったことがない																									
1	2	3																									
<p>6 最低賃金 地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。</p> <p>なお、地域別最低賃金には次の賃金は含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当等) ② 1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等) ③ 所定外・休日・深夜の労働に対して支払われる割増賃金 ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当 	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">支払っている</td> <td style="width: 50%;">支払っていない</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">1</td> <td style="font-size: 2em;">2</td> </tr> </table> <p>(2については、改善が必要です。)</p> <p>【支払う賃金(A)と地域別最低賃金(B)の比較方法】</p> <p>(時給制の場合)</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 時間によって定められた賃金 (時間給) </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">≧</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 地域別最低賃金 (時間額) </div> </div> <p style="text-align: center;">(A) (B)</p> <p>(日給制、週給制、月給制の場合)</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 日、週、月等によって定められた賃金 </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">÷</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 当該期間における所定労働時間数(日、週、月によって所定労働時間が異なる場合には、それぞれ1週間、4週間、1年間の平均所定労働時間数) </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">≧</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 地域別最低賃金 (時間額) </div> </div> <p style="text-align: center;">(A) (B)</p>	支払っている	支払っていない	1	2																						
支払っている	支払っていない																										
1	2																										

確認事項	指定管理者による確認結果																															
<p>7 時間外・休日労働協定の締結 時間外及び休日の労働を行わせる場合に必要となる労使協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出ていますか。</p> <p>使用者は、従業員の代表者などと書面による協定をし、労働基準監督署に届け出た場合においては、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。(法第36条)</p>	<table border="1" data-bbox="715 232 1449 421"> <tr> <td data-bbox="715 232 898 322">36協定を締結し、労基署に届け出ている</td> <td data-bbox="898 232 1082 322">36協定を締結しているが、労基署に届け出していない</td> <td data-bbox="1082 232 1265 322">36協定を締結していない</td> <td data-bbox="1265 232 1449 322">協定の対象外(契約上、時間外労働を想定していない等)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 322 898 421" style="text-align: center;">1</td> <td data-bbox="898 322 1082 421" style="text-align: center;">2</td> <td data-bbox="1082 322 1265 421" style="text-align: center;">3</td> <td data-bbox="1265 322 1449 421" style="text-align: center;">4</td> </tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です。)</p>				36協定を締結し、労基署に届け出ている	36協定を締結しているが、労基署に届け出していない	36協定を締結していない	協定の対象外(契約上、時間外労働を想定していない等)	1	2	3	4																				
36協定を締結し、労基署に届け出ている	36協定を締結しているが、労基署に届け出していない	36協定を締結していない	協定の対象外(契約上、時間外労働を想定していない等)																													
1	2	3	4																													
<p>8 割増賃金 時間外労働・休日労働又は深夜労働を行わせた場合に、その時間に対する割増賃金は、どのように支払っていますか。</p> <p>法定労働時間を超える時間外労働については、2割5分以上、月の時間外労働が60時間を超えた場合には、5割以上、法定休日における休日労働については3割5分以上、深夜労働(午後10時から翌日午前5時の間の労働をいいます。)については2割5分以上の割増賃金を支払わなければなりません。(法第37条)</p> <p>※割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金は算入しません。</p>	<p>時間外労働・深夜労働について</p> <table border="1" data-bbox="715 555 1449 698"> <tr> <td data-bbox="715 555 898 645">2割5分以上の割増率にしている</td> <td data-bbox="898 555 1082 645">2割5分未満の割増率にしている</td> <td data-bbox="1082 555 1265 645">時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない</td> <td data-bbox="1265 555 1449 645">時間外労働及び深夜労働をさせていない</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 645 898 698" style="text-align: center;">1</td> <td data-bbox="898 645 1082 698" style="text-align: center;">2</td> <td data-bbox="1082 645 1265 698" style="text-align: center;">3</td> <td data-bbox="1265 645 1449 698" style="text-align: center;">4</td> </tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です。)</p> <p>時間外労働が60時間を超えた場合</p> <table border="1" data-bbox="715 833 1449 976"> <tr> <td data-bbox="715 833 898 922">5割以上の割増率にしている</td> <td data-bbox="898 833 1082 922">5割未満の割増率にしている</td> <td data-bbox="1082 833 1265 922">60時間を超える時間外労働をさせているが、支払っていない</td> <td data-bbox="1265 833 1449 922">60時間を超える時間外労働をさせていない</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 922 898 976" style="text-align: center;">1</td> <td data-bbox="898 922 1082 976" style="text-align: center;">2</td> <td data-bbox="1082 922 1265 976" style="text-align: center;">3</td> <td data-bbox="1265 922 1449 976" style="text-align: center;">4</td> </tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です。)</p> <p>休日労働について</p> <table border="1" data-bbox="715 1066 1449 1209"> <tr> <td data-bbox="715 1066 898 1155">3割5分以上の割増率にしている</td> <td data-bbox="898 1066 1082 1155">3割5分未満の割増率にしている</td> <td data-bbox="1082 1066 1265 1155">休日労働をさせているが、支払っていない</td> <td data-bbox="1265 1066 1449 1155">休日労働をさせていない</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 1155 898 1209" style="text-align: center;">1</td> <td data-bbox="898 1155 1082 1209" style="text-align: center;">2</td> <td data-bbox="1082 1155 1265 1209" style="text-align: center;">3</td> <td data-bbox="1265 1155 1449 1209" style="text-align: center;">4</td> </tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です。)</p>				2割5分以上の割増率にしている	2割5分未満の割増率にしている	時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない	時間外労働及び深夜労働をさせていない	1	2	3	4	5割以上の割増率にしている	5割未満の割増率にしている	60時間を超える時間外労働をさせているが、支払っていない	60時間を超える時間外労働をさせていない	1	2	3	4	3割5分以上の割増率にしている	3割5分未満の割増率にしている	休日労働をさせているが、支払っていない	休日労働をさせていない	1	2	3	4				
2割5分以上の割増率にしている	2割5分未満の割増率にしている	時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない	時間外労働及び深夜労働をさせていない																													
1	2	3	4																													
5割以上の割増率にしている	5割未満の割増率にしている	60時間を超える時間外労働をさせているが、支払っていない	60時間を超える時間外労働をさせていない																													
1	2	3	4																													
3割5分以上の割増率にしている	3割5分未満の割増率にしている	休日労働をさせているが、支払っていない	休日労働をさせていない																													
1	2	3	4																													
<p>9 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入 当該指定管理施設で勤務する従業員は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していますか。 また、未加入者がいる場合は、その理由を記載してください。</p> <p>※調査対象となる従業員は、雇用形態(正社員、派遣社員、契約社員、パートタイマー等)に関わらず、当該指定管理施設において指定管理者と雇用契約を結ぶ指定管理業務にもつぱら従事する従業員(令和7年3月末における業務全体のうち、当該業務の割合が概ね50%以上の従業員)となります。</p>	<table border="1" data-bbox="715 1326 1401 1505"> <thead> <tr> <th rowspan="2">従業員数</th> <th colspan="2">雇用保険</th> <th colspan="2">健康保険</th> <th colspan="2">厚生年金保険</th> </tr> <tr> <th>加入数</th> <th>未加入数</th> <th>加入数</th> <th>未加入数</th> <th>加入数</th> <th>未加入数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">121</td> <td style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;">99</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="715 1550 1401 2184"> <thead> <tr> <th>保険の名称</th> <th>未加入者がいる理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">雇用保険</td> <td>厚生労働省雇用保険の加入要件を満たしていないため。 以下の(1)～(5)の要件をすべて満たす短時間労働者 (1)31日以上引き続き雇用されることが見込まれる者であること。具体的には、次のいずれかに該当する場合をいいます。 期間の定めがなく雇用される場合 雇用期間が31日以上である場合 雇用契約に更新規定があり、31日未満での雇止めの明示がない場合 雇用契約に更新規定はないが同様の雇用契約により雇用された労働者が31日以上雇用された実績がある場合 (2)1週間の所定労働時間が20時間以上であること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">健康保険</td> <td>厚生労働省、日本年金機構の加入要件を満たしていないため。 以下の(1)～(5)の要件をすべて満たす短時間労働者 (1)1週間あたりの決まった労働時間が20時間以上であること (2)1か月あたりの決まった賃金が88,000円以上であること (3)雇用期間の見込みが一年以上であること (4)学生でないこと (5)以下のいずれかに該当すること ①従業員数が501人以上の会社で働いている ②従業員数が500以下の会社で働いていて、社会保険に加入することについて労使で合意がなされている。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				従業員数	雇用保険		健康保険		厚生年金保険		加入数	未加入数	加入数	未加入数	加入数	未加入数	121	22	99	21	100	21	100	保険の名称	未加入者がいる理由	雇用保険	厚生労働省雇用保険の加入要件を満たしていないため。 以下の(1)～(5)の要件をすべて満たす短時間労働者 (1)31日以上引き続き雇用されることが見込まれる者であること。具体的には、次のいずれかに該当する場合をいいます。 期間の定めがなく雇用される場合 雇用期間が31日以上である場合 雇用契約に更新規定があり、31日未満での雇止めの明示がない場合 雇用契約に更新規定はないが同様の雇用契約により雇用された労働者が31日以上雇用された実績がある場合 (2)1週間の所定労働時間が20時間以上であること。	健康保険	厚生労働省、日本年金機構の加入要件を満たしていないため。 以下の(1)～(5)の要件をすべて満たす短時間労働者 (1)1週間あたりの決まった労働時間が20時間以上であること (2)1か月あたりの決まった賃金が88,000円以上であること (3)雇用期間の見込みが一年以上であること (4)学生でないこと (5)以下のいずれかに該当すること ①従業員数が501人以上の会社で働いている ②従業員数が500以下の会社で働いていて、社会保険に加入することについて労使で合意がなされている。	3	
従業員数	雇用保険		健康保険			厚生年金保険																										
	加入数	未加入数	加入数	未加入数	加入数	未加入数																										
121	22	99	21	100	21	100																										
保険の名称	未加入者がいる理由																															
雇用保険	厚生労働省雇用保険の加入要件を満たしていないため。 以下の(1)～(5)の要件をすべて満たす短時間労働者 (1)31日以上引き続き雇用されることが見込まれる者であること。具体的には、次のいずれかに該当する場合をいいます。 期間の定めがなく雇用される場合 雇用期間が31日以上である場合 雇用契約に更新規定があり、31日未満での雇止めの明示がない場合 雇用契約に更新規定はないが同様の雇用契約により雇用された労働者が31日以上雇用された実績がある場合 (2)1週間の所定労働時間が20時間以上であること。																															
健康保険	厚生労働省、日本年金機構の加入要件を満たしていないため。 以下の(1)～(5)の要件をすべて満たす短時間労働者 (1)1週間あたりの決まった労働時間が20時間以上であること (2)1か月あたりの決まった賃金が88,000円以上であること (3)雇用期間の見込みが一年以上であること (4)学生でないこと (5)以下のいずれかに該当すること ①従業員数が501人以上の会社で働いている ②従業員数が500以下の会社で働いていて、社会保険に加入することについて労使で合意がなされている。																															
3																																

	<table border="1"><tr><td data-bbox="715 114 853 405">厚生年金保険</td><td data-bbox="853 114 1401 405">厚生労働省、日本年金機構の加入要件を満たしていないため。 以下の(1)~(5)の要件をすべて満たす短時間労働者 (1)1週間あたりの決まった労働時間が20時間以上であること (2)1か月あたりの決まった賃金が88,000円以上であること (3)雇用期間の見込みが一年以上であること (4)学生でないこと (5)以下のいずれかに該当すること ①従業員数が501人以上の会社で働いている ②従業員数が500以下の会社で働いていて、社会保険に加入することについて労使で合意がなされている。</td></tr></table>	厚生年金保険	厚生労働省、日本年金機構の加入要件を満たしていないため。 以下の(1)~(5)の要件をすべて満たす短時間労働者 (1)1週間あたりの決まった労働時間が20時間以上であること (2)1か月あたりの決まった賃金が88,000円以上であること (3)雇用期間の見込みが一年以上であること (4)学生でないこと (5)以下のいずれかに該当すること ①従業員数が501人以上の会社で働いている ②従業員数が500以下の会社で働いていて、社会保険に加入することについて労使で合意がなされている。
厚生年金保険	厚生労働省、日本年金機構の加入要件を満たしていないため。 以下の(1)~(5)の要件をすべて満たす短時間労働者 (1)1週間あたりの決まった労働時間が20時間以上であること (2)1か月あたりの決まった賃金が88,000円以上であること (3)雇用期間の見込みが一年以上であること (4)学生でないこと (5)以下のいずれかに該当すること ①従業員数が501人以上の会社で働いている ②従業員数が500以下の会社で働いていて、社会保険に加入することについて労使で合意がなされている。		